

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ - 1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ - 1 - 8 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）<u>東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置</u></p> <p><u>大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び2次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。</u></p> <p>しかし、銀行業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、<u>東海地震</u>への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>① <u>東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く銀行の警戒宣言時の対応について</u></p> <p>イ. <u>営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、銀行において、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。た</u></p>	<p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ - 1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ - 1 - 8 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）<u>南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</u></p> <p><u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</u></p> <p>ただし、銀行業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、<u>南海トラフ地震</u>への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>① <u>事前避難対象地域内に本店及び支店等の営業所を置く銀行の巨大地震警戒発表時における対応について</u></p> <p>イ. <u>営業時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、銀行において、本店及び支店等の営業所の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよ</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>だし、この場合であっても、同地の<u>日銀支店長</u>や警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 休日、開店前又は閉店後に<u>警戒宣言</u>が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、銀行において窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の<u>日銀支店長</u>や警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>二. その他</p> <p>a. <u>警戒宣言</u>が解除された場合には、銀行において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。</p> <p>b. (略)</p> <p>② <u>当該強化地域外に営業所を置く銀行の警戒宣言時の対応</u>について</p> <p>イ. 営業時間中に<u>警戒宣言</u>が発せられた場合には、銀行において、<u>地震防災対策強化地域内</u>にある銀行の本店及び支店等向けの手形取立等の手形交換業務については、その取扱いを停止させるよう要請し、併せて当該業務の取扱いを停止するこ</p>	<p>う要請する。ただし、この場合であっても、同地の<u>日本銀行本支店</u>や警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 休日、開店前又は閉店後に<u>巨大地震警戒</u>が発表された場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、銀行において窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の<u>日本銀行本支店</u>や警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>二. その他</p> <p>a. <u>巨大地震警戒に伴う避難指示の措置</u>が解除された場合には、銀行において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。</p> <p>b. (略)</p> <p>② <u>事前避難対象地域外に本店及び支店等の営業所を置く銀行の巨大地震警戒発表時における対応</u>について</p> <p>イ. 営業時間中に<u>巨大地震警戒</u>が発表された場合には、銀行において、<u>事前避難対象地域内</u>にある銀行の本店及び支店等の<u>営業所</u>向けの手形取立等の手形交換業務については、その取扱いを停止させるよう要請し、併せて当該業務の取扱いを停</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>とを店頭に掲示し、顧客の協力を求めるよう要請する。</p> <p>ロ. 銀行において、<u>地震防災対策強化地域</u>内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった<u>当該強化地域外</u>の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>止することを店頭に掲示し、顧客の協力を求めるよう要請する。</p> <p>ロ. 銀行において、<u>事前避難対象地域</u>内の本店及び支店等の<u>営業所</u>が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった<u>事前避難対象地域外</u>の本店及び支店等の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。</p> <p>(3) (略)</p>